

埼玉県人権教育推進協議会会議録

開催日時	令和5年1月25日（水） 午後2時～午後4時
会場	埼玉県県民健康センター大会議室B
<p>(出席委員名)</p> <p>・吉良 英敏 ・梅野 正信 ・橋本 久雄 ・小野田正範 ・渡辺 大輔 ・笠松 直美 ・相模 幸之 ・小澤 道夫 ・新井 大 ・濱 由樹 ・新保 正俊 ・西川 達男 ・田口 義明 ・田口 典子</p> <p>(欠席委員名)</p> <p>・臼井 繁樹 ・寺田 竹雄 ・岩田 輝子 ・勝山 寛美 ・宮寄 晋 ・関口 充</p>	
<p>1 報告</p> <p>令和4年度人権教育推進の取組について</p> <p>○ 事務局が資料に基づき説明</p> <p>【質疑応答】</p> <p>委員： 報告にあった人権感覚育成プログラムについてももう少し教えてほしい。 また、全体的な報告をいただいたが、数字や回数だと分かりにくい。今までとの違いや良くなっている指標、どういった成果があったか、もう少し聞きたい。どのように研修を変えているのか、変化もあるとよい。今は、人権の世紀と言われている。また、前回、委員から埼玉県は人権問題に取り組んでいるとの発言があった。埼玉県はどういった点が他県と違うのか、教えてほしい。</p> <p>事務局： 人権感覚育成プログラムは、人権感覚を育成するためのプログラムで、県独自の資料を平成20年度より作成している。平成31年3月に作成した人権感覚育成プログラム学校教育編第2集が最新のものである。小中高の発達の段階に合わせて参加体験型の学習を行う中で、人権感覚を育成するものである。人権感覚を育成するための視点として、9つの視点を定めている。学校教育編第2集では、小中高と発達段階に合わせたプログラムを作成している。 もう一つの質問である指標の違いや成果について、全体的に取り組んで良くなったところですが、人権感覚を育成するために人権感覚育成プログラムを活用した学校の割合が徐々に高まってきているので、各学校でのプログラムの活用が進んでいると言える。また、コロナ感染症のため2年間開催できなかった、人権教育実践報告会を今年度は開催でき、人権教育の実践を県内に普及することができたのが成果であると考えている。</p> <p>委員： 人権擁護委員連合会の成果とお礼を申し上げたい。人権啓発の一環として、法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会の共催で全国中学生人権作文コンテストを実施している。今年度も、県内で384校から11万を超える応募があった。これは15年連続で全国最多である。これも素晴らしい成果であると思う。これも、人権を尊重する県民運動、また、人権教育のおかげであると感じているので、この場を借りて、お礼申し上げる。来年度も学校の協力をお願いしたい。県の冊子（はばたき）とは別に、冊子を作成し、県内に配布しているので、こちらも参考にさせていただきたい。</p>	

委員： ヤングケアラーについて、私たちの団体は、行政と連携し様々な事業を行っている。ヤングケアラーについては、学校現場だけでなく、子供課、福祉課、社会福祉協議会など、様々な団体の横のつながりの強化が必要である。また、ヤングケアラーにおいてもネット依存が問題になっている。このような社会問題を何とかしなければならぬ。4月にこども家庭庁ができるが、行政レベルでも横のつながりの強化を考えていただきたい。

埼玉県では、LINEでのヤングケアラーの相談を行っている。みんなに周知できるような人権教育を行っていただきたい。

また、ヤングケアラーデザインキットは、インターネットで公開されているのか。小学校のリーフレットを活用させていただいているが、小学生では、ケアラーがお手伝いという感覚になっている。そのような感覚を、考え直すようなきっかけがヤングケアラーデザインキットにはあるのか、お聞かせ願いたい。

事務局： 関係機関とのつながり、周知については、これまでも福祉部と教育員会が連携して取り組んできた。次に資料を作成するときには、さらに連携が進むように取り組んでいきたい。

ヤングケアラーデザインキットには、小学校の道徳の授業の中で、「お手伝いは大事だが、自分の時間がとれなくなったらどうだろう」というように考えさせる内容もある。年齢の低いうちから段階的にヤングケアラーについて知らせていきたい。デザインキットについては、現在、作成中である。完成したらホームページで公開する予定である。

委員： 学校現場での感覚をお伝えしたい。高校では、性の多様性の尊重が進んできていると感じる。昨日のNHKのオンラインニュースで「県内の高校の女子生徒のスラックス着用が100%、どの高校でも選べるようになった。」とあった。浸透してきていると感じる。一方で課題も多いと感じる。インターネットでの心無い書き込みやいじめについては、どの学校でも困っているのではないかと思う。今後ともそういった教育は必要になってくるのではないかと思う。

また、県校長会の人権教育研究集会や高校の全国人権教育専門委員会に参加したが、どちらの会でも同和問題が置き去りにされているのではないか、という話があった。学校では色々な人権問題があり、同和問題について進んでいないのが課題であると感じる。インターネットの問題も合わせて、正しい知識のない生徒が心無い書き込みをしてしまう事例があるというのが県や全国の研究集会で出てきた。このことについては、本県も含めて今後の課題ではないかと思う。

委員： 質問が1点。資料にある学校等の「等」とは、どのような意味を考えているのか。

意見としては、様々な施策を進めていると思う。校長や担当者の研修、初任者研修などはよくやっていると思う。ただ、一番の目的は人権感覚をもった子供を育成するということである。今後、子供が参加する、校則の問題もそうだが、子供自身がどう思っているのかの問いかけ、子供の実態からスタートするような取組が必要ではないか考えるが、このことについてどのように考えるか。

事務局： 質問の学校等の「等」とは、保育所の意味である。

もう1点の意見については、先ほどの委員からもこども家庭庁の話があったが、

これからの子供の人権の大きなテーマになると思うし、問題意識としては強く持っている。

委員： 7月に人権教育実践報告会に参加した。人権問題について、発表に基づき多くの意見交換がなされていた。人権問題を正しく理解し人権感覚を身につけるために、集合型でやるのかオンラインでやるのか、色々準備は大変かと思うが、今後も継続していくことが大切である。

事務局： 人権教育実践報告会については、今後も充実させていきたい。

委員： 県から地区に5万円の運営費の補助が出ているということだが、補助金を出していることで、地区でどんな活動ができているのか、目新しい活動や成果があれば教えてほしい。先ほどもあったように、同和問題への関心が薄れかかっているところで、地域での実践を意識してほしいので、その点について伺いたい。また、予算の情勢が厳しい中で、少しでも多く補助金が出せればと思うのだがいかがか。

事務局： 補助金は、市町村で構成する協議会に補助している。その地区での啓発の資料作成や、研修会に使われている。同和問題についても、例として、北埼玉地区では同和問題についての資料などを作成している。

委員： 学校等における人権教育のねらいとして、「人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする子供を育成する」とあるが、その中でも難しいのが「人権感覚を身に付ける」という部分である。そのためには、座学だけでは難しい。子供自身が体験する中で、「大切だな」という感覚は身に付くと思う。講義の他に演習を行っているという話であるが、どんな工夫をしているのか、教えてほしい。家庭、地域の人権教育でも同じだが、同様に教えてほしい。

事務局： 先ほど別の委員からも人権感覚育成プログラムについて話があったので、その部分も合わせて、プログラムの一部を紹介したい。

人権感覚育成プログラムでは、子供たち自身に話をさせながら、体験させながら、人権感覚を育成するような授業の展開例を載せている。具体的には、ロールプレイングを通して自分と友達の大変なことを知り、互いを認め合うというような実践がある。

このような形を取り入れて、人権感覚を育てようとしている。社会教育のプログラムでも同様である。

委員： 県政出前講座でも人権感覚育成プログラムを実施しているということだが、具体的にどんな団体や対象に実施しているのか教えてほしい。また、関係諸機関との連携として児童虐待防止支援研修会があるが、参加者（180人）の内訳と研修会の内容を教えてほしい。

事務局： 出前講座については、公民館、生涯学習センターで4か所、学校2カ所、教育員会で1カ所が今年度の実績である。

児童虐待防止支援研修会は、児童相談所の方からの講義、養護施設とその学区

の教員の協議を内容としている。

参加者の内訳は、6割が学校関係者、4割が福祉関係者や児童養護施設の職員である。

委員： 人権教育を通しての、子供の変容や教師の変容について考えている。特に、学校教育において、教員または子供が人権問題を正しく理解しているのか、それから、人権感覚というものをどういう風に考えているのか、こういった点について不十分であり、学校間の格差もあるのではないかと捉えている。

評価については、本日いただいた「はばたき」の資料にある作文を見ると、人権問題について考えている、人権感覚が磨かれていると感じる。こういったもので、評価ができると感じる。

人権感覚を身に付ける上で大切なのは、①自分を大切にすること、②他者を大切にすること、協働できること、③社会に貢献すること、の段階があると思う。日頃の授業の充実や各教科の学びの中で、人権感覚が身に付いていくのではないかと感じる。

また、子供の参加について別の委員が話していたが、子供のコミュニケーション能力は大切である。いじめの問題についても、コミュニケーションが不足していると感じる。

同和問題については、様々な人権課題に隠れてしまっていると感じる。教育行政の現場でも様々な課題を捉えているが、最近ではインターネット上での差別の問題もあり、解決を図っていきたいと考えている。また、教員研修についても充実させていきたいと考えている。

委員： 私の団体では、教職員への女性の管理職（校長等）への登用をテーマにした研修を行っている。また、アンコンシャス・バイアスについての教材も作成しているので、活用していただきたい。1月20日（金）に学校における男女共同参画の全国フォーラムを実施した。オリンピックメダリストの山口香さんに基調講演をいただき、その後、当団体の理事長との対談や地域の取組の発表を行った。今回は、特に教育長や教育委員も参加対象にして応募をかけた。文科省の政策局の男女課や初等中等教育局の小中企画課から連名で文書を出していただいたが、残念ながら埼玉県から教育長や教育委員の参加はなかった。来年はぜひ参加していただきたい。

委員： 人権教育の効果を測ることの重要性を再確認した。ただ、人権教育の効果を測ることは難しいなと思っている。例えば、研修や授業で人権感覚育成プログラムを活用した際の事前の意識調査や事後の意識調査、そういう変化のデータが出てくると、もっと効果は見えやすいのではないかなと思う。厳密にやろうとすると、授業実施群と、実施していない比較群に分けて比較しなくてはならないが、やった時の意識の比較をやってもよいのではないかなと思った。人権教育は授業だけでなく、日々の生活そのものだったり、学校のシステムや、スラックスを選べるようになるといった環境の変化も教育の効果を上げるので、授業だけの変化を見るのは難しい。環境を整備し変化した際のデータと、授業（プログラム）を実施した際の意識の変化のデータを検証してもいいのではないかな。御検討いただきたい。

副会長： 学習教材について質問したい。性の多様性を尊重した教育に関する保護者向け

啓発動画は、どんな機会に、どんな活用をされているのか、また、反応について教えて欲しい。ヤングケアラーデザインキットは、学習指導案も載っていて実践もされていると思うが、今後、実践事例などを公表するということはあるのか教えてほしい。

事務局： 資料の記載が不十分で申し訳ない。啓発動画とデザインキットは今年度完成を目指して作成中なので、今後の見込みということでお話しさせていただく。啓発動画については、PTAの研修会などでの働きかけも含め、家庭教育など様々な場面で使っていただきたいと周知していきたい。ヤングケアラーデザインキットについては、実践事例については積極的に収集し、各市町村教育委員会や学校に事例を周知していきたい。

会長： 卒業するゼミの学生が、埼玉県での教育実習で、人権感覚育成プログラムを実践する機会をいただき、それをもとに卒論を書くことができた。まずこのことを御礼申し上げたい。また、私の講義で「資料をもとに、特定のある人物を描いて、その人がどんな困難な状況にあるかを発表しなさい」というロールプレイ型の活動を実施したら、何人もの学生が、ヤングケアラーを題材に発表した。学生たちにとって身近な問題であったのだなと驚いた。

埼玉県の人権感覚育成プログラムは非常に優れていると思う。しかも、内容が新しく、すべてアップロードされている。また、人権作文集「はばたき」は、制服や、ヤングケアラーのこと、コロナの中での医療従事者のことも扱われている。もっと宣伝してよいと思う。

国連における人権教育のための世界プログラムが始まって、20年近くたつ。第1フェーズは初等中等教育学校の人権教育が中心で、全国の教育委員会と学校が取り組んだ。その後の第2フェーズからは、メディア、公務員などと続いたが、あまり取り上げられていない。人権については行政が新しい施策を数多く実施しているが、メディアはあまり取り上げない。国連の人権教育の定義には「広報努力」も入っている。先ほどの制服の件もそうだが、学校現場が変わっていくことで、地域社会全体の人権感覚や良識も向上する。議員や行政から、人権と人権教育の推進について、メディアに働きかけてほしい。埼玉県には人権関係の条例も制定している。もっと積極的に取り上げて良いのではないかな。

○報告の続き

令和4年度人権教育推進の取組について（個別の人権課題について）

○事務局が資料に基づき説明

委員： 災害時における人権の配慮について、ぜひやってほしいことがある。避難訓練を実施する際に、男女共同参画の視点だとか、人権に配慮する視点を盛り込んだ訓練を実施してほしい。学校はほとんどが避難所になる。避難所を設営する際にどうすればよいか、先生にも子供にも、人権について考えさせるよい取組になる。そういった取組を、やっていただきたい。

委員： たくさんの個別の人権課題があるが、子供たちの発達段階や状況を踏まえながら、やっていかなければならないと感じる。特に、人権問題の深い認識、研ぎ澄

まされた人権感覚を大事にしながら、それぞれの課題に正しく向き合えるように指導していかなくてはならない。実態は正しく理解させる必要があるが、それをどう捉えるかは、人権感覚次第である。このことは大切にしていきたい。

委員： ヤングケアラーの中には、学校に登校できない子供もいる。学校に来ていれば受けられるが、来ていなければ受けられない。そのような子供たちにどう伝えていくか、検討をお願いしたい。

委員： 個別の14の人権課題はすべて大切であるが、人権教育としてすべてを万遍なく扱うと、一つ一つの課題が埋没してしまうのではないか。実施していく際には、今日の状況を踏まえ、人権教育の場との関係もあるが、メリハリをつけて、重点化していく必要がある。昨年、内閣府から「人権擁護に関する世論調査」が公表されている。それによると、「人権問題についてあなたはどの分野に関心があるか」という質問で、答えのトップに「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」が挙がっている。こういった問題を学校や地域の場で強調していく必要がある。人権教育の場に応じて、どの課題に重点を置くのかを検討していただきたい。

委員： 最近の保育所の事件について胸を痛めている。40年近く保育所現場にいたが、人権教育実践報告会に積極的に参加し、学ばせていただいた。(本日のような会議の記録が)活字化されることで、保育所現場で働く職員にも、人権への意識を持っていただけないか、と思っている。

委員： 先程のコメントと同じなので、特になし

委員： インターネットによる人権侵害、SNSや動画を通じて発生する人権問題が非常に多い。この分野にウェイトを置いて取り組んでもいいのではないかと感じる。

委員： 文科省からコロナ禍の中で、不登校の子供が5万人増えていることや、子供たちのいじめや自殺が増えていることが報告された。改めて、子供たちの教育を一番に考えるならば、共通して言えるのは、「自分の命も大切だが、相手の命も大切にす」ということである。課題の重点化も必要であるが、埼玉県の良いところは、「はばたき」などで様々な課題を取り上げていることである。共通するのは命のことであるが、様々な課題を取り上げていること自体が大切なことであると思う。

委員： 男女平等教育推進委員会で委員長を務めた。参加した委員が熱心に取り組み、校内研修資料を作成した。校内で短時間で実施できる研修資料であるので紹介したい。

また、先ほどの委員からあった、災害時における人権についてだが、自校で、避難訓練ではないが、授業の中で実施した。生徒たちは色々な観点からよく考え、色々な意見が出たし、生徒が考えるということを実感できた。

委員： 子供の人権を守るのは大人であるから、大人の学びも大切にしたい。インターネットによる人権侵害では、健康問題も課題である。発達障害の問題も、子供の人権問題に入ってくるのが推察される。人権問題について、子供の学びだけで

なく、大人の学び、県民全体の学びにネットワークを広げてもよいのではないか。そして、ヤングケアラー支援条例ができたが、企業現場には周知されていない。ヤングケアラーが就労した際の対応についても考えていただきたい。もっと大人が知る、いいことを県としてPRしていくことが必要であると感じる。

委員： 法務省人権擁護局では、17の啓発強調事項として人権課題を示している。内容はほとんど同じであるが、細分化している。

また、1月21日の埼玉新聞に「全国中学生人権作文コンテスト埼玉県大会」の最優秀賞7編が載っている、また、優秀賞、奨励賞の氏名と学校名も掲載されているので、読んでいただきたい。

委員： 子供を取り巻く課題は、いじめ、自殺、引きこもり、不登校、虐待、貧困、ヤングケアラーなど、たくさんあり、どれ一つ解決できていない。そういった中で、社会全体で理解して行動する、支援できることが必要だと思う。共通の課題は何か、みんなで意識して取り組んでいく。例えば孤立化、貧困については、縦割りとか地域だけで解決できるものではない。そういった意味では普及・啓発とか、発信は重要だと思う。社会全体で支援するという事は、メディアも含めてであると思う。

教育局と話しをすると、様々な要素が複雑に絡み合って解決が難しいという話を聞くが、複雑に絡み合っているからこそ、みんなが関わり合って、支援できる、ということが重要だと感じる。さらにその先は、教員をいかに余裕を持たせてやっていくかが大切である。人権というものは、感じるものだと思っている。学び教えて伝わるという単純なものではない。背中で見せる、一緒に感じるという時間や場所を具体的に確保しなければならない。

あれもこれもたくさんの人権課題があって、県議会でもたくさんの条例をつくって大変かとは思いますが、教員が心から子供たちと向き合ったり、そうするにはどうすればいいか環境づくりを考えたり、支援する、できることをやってく。複雑に課題が絡み合っているからこそ、みんなが何かできることを考えていくことが大切ではないか。人権は、寛容性だとか、心の部分が非常に大きいので、研修の回数や子供たちにリーフレットを配るのも大切なことだが、それだけで比例して伸びていくものではない。私自身も埼玉の人権のためにできることをしっかりとやっていきたい。

副会長： 新たな人権課題も含め、多岐にわたる人権問題の解決に向けた県教育委員会の取組に感謝申し上げます。各学校、各市町村教委で取り組んでいる内容を周知する、マスコミに取り上げてもらうなども含め、今後取り組んでいただきたい。特に学校での教育に力を入れていただきたい。児童生徒への働きかけは、保護者、家族にも、人権感覚を含めて広がっていくと思う。

会長： 人権教育は、希望であり可能性である。この会議室の中での話し合いが、ここで閉じられてしまうと、今苦しんでいる人たちの救いにはならない。広報努力で、こういうことをやっていることがわかるだけで、勇気が出てきたり、期待ができたたり、ここで頑張ってみよう、というような役割を人権教育は果たしている。人権教育が社会の希望であり救いだということを全面に押し出すだけのポジションに埼玉県はあると思うので、ぜひ推進していただきたい。

事務局： 貴重な意見を皆様からいただいた。社会の中で起こっていることをもとに、人権教育も対応していくことが大切である。世論調査もそうであるし、「はばたき」の中に出てくる子供たちの声も社会を見ていて、そこに人権に関わることを見出している。そういった声を捉えながら、社会で何が起こっているかを捉えながら、人権課題を解決する方向で取り組んでいかななくてはならない。

例えば、毎年研修を行っていて、何をテーマに話すかを考えているが、前例踏襲でやるのではなく、社会の動きを見て選んでいる。14の個別の課題は独立しているわけではない。例えば、インターネットによる人権侵害は、部落差別、子供、外国人の人権にも関わる。ヤングケアラーは、子供、女性、高齢者、障害者も関わる。そういった関わりを意識しながら、研修プログラムを考えている。それによって、自ずとより多くの時間を割く課題というのは出てくることもある。そういった個別の課題についてしっかり理解していただきながら、最後は普遍的な部分である「自分を大切にし、相手も大切にする」というところに繋げていくようなことが目指すべき方向性であろうと思っている。それに向けて努力をしていく。

2 閉会